

中野区と社会福祉法人キングス・ガーデン東京との
がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定書

中野区（以下「甲」という。）と社会福祉法人キングス・ガーデン東京（以下「乙」という。）は、がん検診の普及啓発及び受診率向上に向けた取り組みを協働で推進するために、次のように協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、区民のがん検診の普及啓発及び受診率向上に向けた取り組みを協働で推進することにより、がんの早期発見・早期治療を促進するとともに、区民の健康づくりに資することを目的とする。

（協働事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、区民に対してがんの正しい知識の普及啓発及びがん検診の受診を勧奨する活動（以下「がん啓発・がん検診受診勧奨活動」という。）を行うものとする。なお、具体的な実施内容、実施方法等については、甲乙協議して別途取り決めるものとする。

（甲の役割）

第3条 甲は、乙に対して必要な情報を提供することにより、乙が行う社会貢献活動としてのがん啓発・がん検診受診勧奨活動を支援する。

（乙の役割）

第4条 乙は、区民へのがん啓発・がん検診の受診勧奨活動に取り組み、区のがん検診の受診率向上に貢献する。

（取り組み内容の報告）

第5条 乙は、がん啓発・がん検診受診勧奨活動の取り組み内容について甲へ報告する。

（広報等）

第6条 甲は、乙のがん啓発・がん検診受診勧奨活動の取り組み内容等を区民に広報する。
2 乙は、乙が行う広告等に本協定を締結した法人である旨の表示をすることができる。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、第2条に規定する協働事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

（個人情報の保護）

第8条 甲及び乙は、本協定において個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令及び中野区個人情報の保護に関する条例（平成2年中野区条例第2号）に従い、その保護に努めなければならない。

（協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第10条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第12条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限られない）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他、前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項のいずれかの定めに違反した場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく本協定を解除することができる。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年9月1日

東京都中野区中野四丁目8番1号

甲 中野区
中野区長

田中大輔

練馬区早宮二丁目10番22号

乙 社会福祉法人 キングス・ガーデン東京
理事長

中島秀一